

学習指導要領からみる部活動に関する一考察

—部活動における教師の役割の歴史的変遷—

小林 誠

はじめに

特別活動とは、初等教育と中等教育の教育課程における教科外活動・学科外活動の一領域のことである。学習指導要領には、各教科、道徳と並んで章立てされており、重要な教育課程の一つとして構成されている。その特色としては、異年齢集団や全校単位で展開される集団活動であり、集団の一員としての自覚や他人と協力する精神など、社会で生きていくために必要なスキルを身につける教育活動である。また、心身の調和や個性の伸長といった内面を磨き、自主性や実行力を培う活動でもある。

そもそも、学習指導要領における特別活動の目標は、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。」⁽¹⁾とされている。このような目標を達成するために、教育課程の中に、ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事を設定⁽²⁾し、人間形成を図っている。しかしながら、上記の能力育成及び目標に大きく影響を与えるであろう領域が、教育課程の中に位置づけられていない。それが、部活動である。中学校や高等学校における部活動は、まさに、特別活動の目標で掲げられている能力を育成するのに適している活動である。異年齢の集団の中で、運動や文化的活動を通して自らを磨き上げ、そこで培った集団性や個性を、社会の中で反映できる人間形成を行う場である。

実際、部活動が生徒たちの学校生活の中で、大きなウェイトを占め、後の人生に大きく影響を与えているのは明らかである。だが、教育課程に属していない以上、部活動は自由な活動である。このような状況の下、部活動を行うことで、どのようなことが現状として起こっているのか、部活動の意義や果たすべき役割の再検討を試みようと思ったのが、このテーマを設定した理由である。

本稿は、まず、中学校及び高等学校の学習指導要領をもとに、部活動、それ以前のクラブ活動に関連する記述を指摘し、現在に至るまでの歴史的経緯を辿る。また、クラブ活動及び部活動に対する教師の役割の変遷を同要領とその解説に準じて考察する。そして、今後の日本の部活動のあり方を考察することを目的とする。

先行研究では、部活動に関して、学習指導要領をもとにした歴史的経緯を辿るものは多く存在する。しかし、クラブ活動及び部活動における教師の役割の変遷に焦点を当てた文献は数少ない。当該分野の歴史的変遷を追うことで、教育課程外に位置づけられている部活動での教師の役割を明確にし、部

活動が抱えている問題や法規上の位置づけについて再検討を加え、特別活動に関する考察の一助にしたい。

1. 学習指導要領におけるクラブ活動（部活動）の変遷

本章では、学校教育において、部活動がどのような経緯を辿って現在に至ったのかを、学習指導要領をもとにみていくことにする。もともと部活動は、昭和43年（1968年）から昭和45年（1970年）にかけての学習指導要領の改訂から登場し、それ以前は、クラブ活動が部活動と類似した役割を担っていた。それゆえに、ここでは、クラブ活動と部活動の変遷をみていくことにしたい。戦前では、各々の学校がスポーツ系のクラブ活動を積極的に振興している。これは、富国強兵を掲げる国が、臣民の体力を上げるものとしてスポーツを重視したためであったが、それと対照的に、文化系のクラブ活動は、思考統制のため、総じて抑圧的なものであった。このように明治・大正期では、国家の統制があったものの、クラブ活動を中心として、教科外活動が芽生えてきた時期であった。しかし、昭和期に入ると、ファシズム体制と軍国主義のもと、クラブ活動は、鍛練主義、競争主義に傾倒し、最終的には軍事教練のために組織されていった。

ところが、戦後、クラブ活動を始めとする特別活動の分野は、転換期を迎えることとなった。昭和22年（1947年）、学習指導要領一般編（試案編）で教科として「自由研究」が位置づけられた。これは、教科の発展としての自由な学習、クラブ組織による活動、当番の仕事や学級委員としての活動⁽³⁾の三点が内容として挙げられ、今日の特別活動の原点とも言われている。この中で、クラブ組織による活動では、「学年の区別を去って、同好のものが集まって、教師の指導とともに、上級生の指導もなされ、いっしょになって、その学習を進める組織、すなわち、クラブ組織をとって、この活動のために、自由研究の時間を使っていくことも望ましいことである。」⁽⁴⁾と記載されている。学習指導要領に、学校の教師が指導すると明記されており、クラブ活動が誰の責任のもとで行われるのかが明確になっている点が現在との相違点である。

昭和26年（1951年）の学習指導要領改訂において、特別活動の前身でもある「自由活動」は、小学校では「教科以外の教育活動」、中学・高校では「特別教育活動」の名称の下で、教育課程の中に位置づけられた。特に、注目すべき点は、学習指導要領に以下のように記述されていることである。「特別活動は、教科を中心として組織された学習活動ではないいっさいの正規の学校活動である。」⁽⁵⁾また、「教科に重点を置き過ぎるあまり特別教育活動が軽視されることのないように注意しなければならない。」⁽⁶⁾と述べられている。国が、教育課程の一領域として特別活動の重要性を認めた点で、非常に大きな出来事であったといえよう。クラブ活動の記述としては、中学校の学習指導要領で、「クラブ活動は当然生徒の団体意識を高め、やがてはそれが社会意識となり、よい公民としての資質を養うことになる。また、秩序を維持し、責任を遂行し、自己の権利を主張し、いっそう進歩的な社会をつくる能力を養うこともできる。」⁽⁷⁾と記述され、生徒たちの将来の可能性に対するクラブ活動の影響についても言及している。また、高等学校の学習指導要領では、「週あたり、少なくとも1単位時

間を取ることが望ましい」⁽⁸⁾と時間数が具体的に示された。

その後、昭和33年（1958年）に、教育課程に関する学校教育法施行規則が改正され、小・中学の教育課程は、教科、道徳、特別教育活動、学校行事の四領域に編成され、高校の教育課程は、教科、特別教育活動、学校行事の三領域に区分された。また、学習指導要領では、今まで特別教育活動に関するものは試案という形で出されていたが、一転して告示という形式で公布され、法的拘束力を持つようになった。そして、特別教育活動の指導上の留意点として、「児童・生徒の自発的な活動を通して個性の伸長を図る」ことが掲げられており、自主性を重んじ、集団の中で個性を育てる方向性は、この時期から始まっていることがみてとれる。中学校の学習指導要領では、「クラブ活動に全校生徒が参加できることは望ましいことであるが、生徒の自発的な参加によってそのような結果が生れるように指導することがたいせつである。」や「クラブ活動は、学校の事情に応じ適当な時間を設けて、計画的に実施するように配慮する必要がある。」⁽⁹⁾と、クラブ活動の全員参加を奨励し、各学校の裁量でクラブ活動をするように指示している。

昭和43年（1968年）から昭和45年（1970年）にわたる学習指導要領の改訂では、学校行事と特別活動の二領域が統合され、小・中学では「特別活動」、高校では「各教科以外の教育活動」となった。この年の改訂では、小学校学習指導要領で、「クラブは、主として第4学年以上の同好の児童をもって組織し、共通の興味・関心を追求する活動を行うものとする。」「クラブ活動には、毎週1単位時間を充てることが望ましい。」⁽¹⁰⁾とされ、小学4年生以上のクラブ必修化がスタートした。中学校学習指導要領においては、「クラブ活動に充てる授業時数については、選択教科等に充てる授業時数の運用、1単位時間の定め方などによって、毎週、適切な時間を確保するように配慮すること。」⁽¹¹⁾また、高等学校学習指導要領では、「全生徒がいずれかのクラブに所属するものとする。」⁽¹²⁾と記され、生徒が毎週1時間の活動を行う全員参加の「必修クラブ」が設置された。クラブ活動が必修化された理由として、高等学校学習指導要領の展開では、「クラブ活動の教育的意義、教育的効果が大きい。知育偏重の高校教育を是正し、教科外活動を充実する。」⁽¹³⁾と記している。それに伴い、今まで生徒が自主的に組織していたクラブ活動は、主に放課後に実施され、教育課程外の「課外クラブ」として分けられた。この「課外クラブ」が、現在の部活動になっている。この年から30年間にわたって、クラブ活動と部活動が併存することとなる。

続く、昭和53年（1978年）の学習指導要領改訂で、高校においても「特別活動」と名称が変更になった。この期の改訂では、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達を図り、個性を伸長するとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育て、将来において自己を正しく生かす能力を養う。」⁽¹⁴⁾との指針が出され、個性の伸長に加えて、社会性や実践力を育むことを目標に掲げたことが特筆すべき点である。クラブ活動及び部活動に関する記述として、「学校においては、特別活動との関連を十分に考慮して文化部や運動部などの活動が活発に実施されるようにするものとする。」⁽¹⁵⁾という文言が付け加えられ、初めて教育課程外の部活動について、学習指導要領に記載された。これは、教育現場において、部活動の影響

を認めたということの意味しているといってもいいだろう。

平成元年（1989年）の学習指導要領の改訂では、生徒会活動やクラブ活動、学校行事に加えて、生活習慣の形成や適切な進路の選択・決定などにかかわる指導の充実を図る「学級活動」が新設された。これは、クラスでの活動と教師による学級指導を合わせもったものである。この期の改訂で、特別活動は、学級活動、クラブ活動、学校行事、生徒会活動の四領域で構成されるようになった。中学校と高等学校の学習指導要領では、「クラブ活動については、学校や生徒の実態に応じて実施の形態や方法などを適切に工夫するよう配慮するものとする。なお、部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができるものとする。」⁽¹⁶⁾と明記され、教育課程外の部活動の参加をもって、教育課程内のクラブ活動の履修に代替できることが示された。これは、平成4年（1992年）から始まった学校週5日制やそれによる授業時数の削減への対応が背景にあったと思われる。

その後、平成10年（1998年）、平成11年（1999年）の学習指導要領改訂では、総合的な学習の時間が新設され、ボランティア活動の重視や自然体験や社会体験の充実を課題として挙げている。現行の学校内での活動だけでなく、家庭や地域との連携を取り合って、社会との関係性をもつことで、社会性を育む姿勢を示したと思われる。この期の中学校・高等学校の学習指導要領の改訂において、「クラブ活動」という表記が消えている。これは、前回の改訂における部活代替制度によって、部活動の適切な実施を前提にして、中学及び高等学校のクラブ活動が全面的に廃止されたことを意味している。つまり、必修化されていたクラブ活動から教育法規上強制力のない部活動へ移行したということである。

そして、平成20年（2008年）、平成21年（2009年）の学習指導要領改訂では、「生きる力」をキーワードとして、異年齢集団との活動を通して社会における人間関係を築く力、話し合いを通して集団の中で個性を磨く表現力、積極的に活動に参加する自主性を重視することを求めている。小学校のクラブ活動は、依然として、4年生以上の生徒はクラブ活動に全員参加することになっており、教育課程内の活動として位置づけられている。それに対して、中学校・高等学校においては、前述の通り、必修クラブ活動は廃止され、現在活発に行われている部活動に関しては、教育活動としての位置づけが曖昧になっている。それを危惧した中央教育審議会は2009年の答申で部活動に関して、「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育の一環としてこれまで中学校教育（高等学校教育）において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関する事項として、学習指導要領に記述することが必要である。」と指摘した。これを受けて、「総則」に部活動の意義と留意点等が示された⁽¹⁷⁾。それは、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」⁽¹⁸⁾と言及されている。これにより、中学校・高等学校における部活動は、学習指導要領に記載されることとなったが、この曖昧

な部活動の位置づけは、多くの問題や課題を残している。次章では、その問題について、さらに検討していくこととする。

2. 学習指導要領におけるクラブ活動（部活動）に対する教師の役割の変遷

前章で指摘してきたように、クラブ活動及び部活動の位置づけは、学習指導要領の改訂によって、目まぐるしく変わってきた。それによって、現場で関わる教師は、クラブ活動・部活動に対して、どのような役割を担い、対応していく必要があったのか。本章では、学習指導要領やその解説をもとに、クラブ活動や部活動における教師の役割の変遷を検討していくこととする。

特別活動での教師の役割とはいかなるものか。最新の高等学校学習指導要領における特別活動の目標は以下の通りである。「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。」⁽¹⁹⁾この目標をもとに考えると、特別活動に関する教師の指導として、四つの項目が考えられる。一つ目は、自主性を育てる指導である。これは、生徒に対しできるだけ行動の選択の自由を尊重し、生徒が自分で考え行動できる力を育成するものである。ただし、自由放任とならないように留意しなければならない。二つ目は、集団への所属感を育てる指導である。これは、望ましい集団の中で、自分自身が他人との共存の中で生きており、自分勝手な行動や輪を乱すような言動は慎むことで、よりよい社会性を身につけるものである。これには、生徒同士の人間関係が確立していることが前提で、教師との間にも信頼関係が構築されていることが、指導をする上で、重要なことである。三つ目には、個性を伸長する指導である。これは、集団の中でいかに自分の個性を見いだせるかということである。教師は、一人ひとりの生徒に対して、生徒の興味・関心・能力・適正を考え、様々な役割や仕事を提供し、生徒が個性を発揮できるような機会を多く与えることが大切である。そして四つ目として、自己実現を目指す指導である。特に、中学・高校という時期は、学校や社会で学んだことを生かして、自己の人生のあり方について、思索したり目覚めたりする時期である。自分にふさわしい進路を自分自身で選択決定し、将来にわたって、よりよい自己実現ができるように、教師はサポートする必要がある。この自主性・集団性・個性・自己実現という四つの項目は、もちろん、クラブ活動や部活動で育成される能力であり、教師はその目標を念頭に置いて指導する必要がある。それでは、過去の学習指導要領をもとに、各時代で求められていた教師の役割を考察していく。

昭和22年（1947年）の学習指導要領では、前述の通り、「学年の区別を去って、同好のものが集まって、教師の指導とともに、上級生の指導もなされ、いっしょになって、その学習を進める組織、すなわち、クラブ組織をとって、この活動のために、自由研究の時間を使っていくことも望ましいことである。」⁽²⁰⁾と記述されており、教師が上級生とともに指導する責任があると示されている。

続く、昭和26年（1951年）の学習指導要領では、教師とクラブ活動との関係性について、「クラブは生徒の必要・関心に適合するようにつくられるべきで、教師の一方的な机上計画に従うべきでは

ない。」「教師は指導者となって働いてもよいが、生徒の意見を重んじなければならない。」⁽²¹⁾と明記され、あくまでも生徒主導の活動であるとしている。また、この時期のクラブ活動は、必修ではなく、同好の者が集まって自主的に参加する形態を有していたので、教師も生徒も自由な活動としてクラブ活動に取り組んでいた。

昭和35年（1960年）の学習指導要領では、特別教育活動が教育課程の中に位置づけられた。しかしながら、文部省の高等学校学習指導要領解説では、「特別教育活動が教育課程の中に位置づけられたということによって、その指導の強化を求めるあまり、かえって『生徒の自発的・自治的な行動』を抑圧するような結果に終わらないようにする」⁽²²⁾と言及され、特別教育活動の分野に関して、教師の役割はあくまでサポートであることを強調していることが分かる。ただし、同解説書には、指導にあたる教師の項目で、「特別教育活動の効果的運営に最も大きな影響をもつものは、指導にあたる教師であろう。指導にあたる教師は、その責任の大きいことを自覚して、その活動に深い理解をもつとともに、互いに協力して、教師と生徒および生徒どうしに好ましい人間関係を育て、指導方法の研究を行ない、その指導の効果をいっそう高めることに努めなければならない。」⁽²³⁾とも記している。また、指導する者の資質についても言及している。「教師には、技術的な指導能力よりも、むしろクラブ内の人間関係の指導により重要な役割が認められるものである。原則的には全教師がいずれかのクラブの指導にあたるというように配慮しておくことが望ましい。」⁽²⁴⁾つまり、当初、クラブ活動に関して教師に求めたものは、運動や文化系の技術を教えることではなくて、その活動を通して人間の内面を育成することであったといえるであろう。そして、外部指導者についても書かれている。「高等学校のクラブ活動では、外部の指導者を依頼することもあるが、そのような場合には、単に技術的な点だけでなく、人格的にもすぐれた人を選ぶことがたいせつである。また、指導の実際にあたっては、外部の指導者にまかせきるというのではなく、担当の教師がついて、指導上の責任をもち、密接な連絡のもとで教育的効果のあがるような指導のなされることが必要である。」⁽²⁵⁾これは、外部指導者の協力を得ながら、学校の教師が最終的な責任を負うことを意味している。それゆえに、学習指導要領の指導上の留意事項には、「生徒の自発的な活動を助長することがたてまえであるが、常に教師の適切な指導が必要である。」または、「指導にあたっては、生徒の興味や欲求の充足に留意するとともに、熱心さのあまりゆきすぎの活動に陥ることのないように配慮する必要がある。」⁽²⁶⁾と指導の在り方に釘をさしている文面が見受けられている。

昭和44年（1969年）と昭和45年（1970年）の学習指導要領で、クラブ活動が必修化することになったのは前章で述べた。今まである程度の自由なスタンスで実施されてきたクラブ活動であったが、クラブ活動の必修化により、この期の学習指導要領の指導書や解説では、教師の負担を懸念した記述が多く見られた。中学校指導書では「全生徒がクラブ活動を行なうのであるから、ひとりの教師が二つ以上のクラブ活動を指導する場合も考えられるが、一部の教師だけに負担のかかることは避ける必要がある。」⁽²⁷⁾といったものや「学校が時間を計画的にとり、指導者や生徒の負担が過重にならないように活動しよう。」⁽²⁸⁾といった記述が目立った。また、必修クラブ化に伴い、放課後に行われる課外

クラブ（部活動）についても言及している。「クラブの時間のとり方には問題がある。最も理想的なのは最終時限をあてて、弾力的に下校時までのばす方法である。しかし、原則は学校で決め、標準または最低・最高の活動時間を定めて、それ以後の課外クラブと線を引くべきであろう。」⁽²⁹⁾このように、時間割の中にクラブ活動を設置することが義務づけられ、当時の教育現場はどうだったのであろうか。各学校は、その対応に苦慮したようである。大規模校では、全生徒が参加する中で道具や設備が不足し、小規模校では、指導する教師の数が足りないといった深刻な問題を抱えたのであった。また、一時間という制限の中、出欠の確認や活動の計画などに時間を割かれ、クラブ顧問の負担は大きいものであった。その混乱にもかかわらず、当初、教育現場では、クラブ活動と部活動は、別のものとして行われていたが、生徒自身が興味のある同じ活動を選択するため、結果的には、その区別が曖昧になり、やがて多くの学校がクラブ活動と部活動を一本化する方向へ移っていった。

昭和53年（1978年）の高等学校学習指導要領で、「学校においては、特別活動との関連を十分に考慮して文化部や運動部などの活動が活発に実施されるようにするものとする。」⁽³⁰⁾と教育課程外の部活動について触れたことは前章で述べた。この期の改訂では、いわゆる「ゆとり教育」によって、各教科の授業時数の削減がなされ、それによって生じた時間を部活動などの人間性の育成に充てようという意図がみてとれる。中学校指導書では、「教育課程の基準に位置付けたクラブ活動の一層の充実に努めるとともに、部活動の正しい認識とよりよい実施の在り方を検討し、望ましい関連を図りながら教育的な効果を高めていくことが大切である。」⁽³¹⁾と言及されている。これは、前回の学習指導要領改訂で、クラブ活動と部活動が共存した結果生じた教育現場の混乱を懸念して、教育課程に位置づけられているクラブ活動を重視することと同時に、教育課程外の部活動の位置づけを明確にしたものであろう。また、文部省監修の高等学校新学習指導要領の解説では、「いわゆる部活動の重視について」という項目を設定し、従来のクラブ活動と部活動の相違点をまとめた表を掲載している。クラブ活動は、「週1単位時間以上で、全員参加。教師は、技術指導だけでなく各生徒が個性を發揮し協力し合う活動となる指導に力を入れる。勤務時間はもちろん、生徒の学習時間の計画の中である。」とあくまで教育課程内の活動であるので、教師の責任が強調されている。それに対して、部活動は、「自発的参加による。教師の指導は、技術的なものが優先することが多く、過程よりも結果を重んじる傾向が強い。授業としての性格は明らかでなく、勤務時間も明確ではない。」と教育課程外活動なので、教師には指導を求めるが、教師への待遇などは明確にされていないものであった。この比較表を掲載した理由としては、これまでのクラブ活動と部活動には、曖昧な線引きがあり、それに対する教育現場の教師たちの疑問に対応するためであろう。ただし、本解説では部活動の考え方についてこうも記されている。「部活動の充実のためには、いろいろな考え方がされている。もちろん否定的な立場からではないが、教員の勤務時間や事故の問題など、いろいろな思惑がからんでいるので、複雑になっているのが現状であると思われる。もし部活動が教育課程の中に入めるとすれば、クラブ活動と全く区別がつかなくなるが、クラブ活動自体にとっては、有効な充実策になることは確かである。」⁽³²⁾ここでは、実際、部活動とクラブ活動の違いは教育課程の範疇なのかどうかの違いだけとい

うことを認めている。当時の文部省においても学校現場においても、クラブ活動と部活動の位置づけに関して、混乱していることがよく分かる。

平成元年（1989年）の学習指導要領改訂では、前回の混乱を踏まえて、クラブ活動代替制度を提言した。ある一定の条件を満たしていれば、教育課程内のクラブ活動を部活動で代替することができるというものである。その条件として、高等学校学習指導要領解説では、以下の九項目を挙げている。「1. 学校の教育計画に基づいて教師の適切な指導の下に計画的に実施される部活動であること。2. クラブ活動と同様あるいはそれに準じた目標及び活動内容を有する部活動であること。3. あらかじめ学校で定める活動の時間内に行われる部活動であること。4. 原則として学年、ホームルームの所属を離れ、共通の興味や関心をもつ生徒によって組織された部活動であること。5. 学校の特別活動の全体計画に示されている目標や方針、重点等の達成を図ることのできる部活動であること。6. 自発的、自治的な活動を助長するための配慮が生かされている部活動であること。7. 特別活動の目標に示されている望ましい集団活動が行われる部活動であること。8. 生徒の健康や安全面についての配慮が十分に行われている部活動であること。9. 指導の過程や成果及び生徒個々について適切な評価が計画的に行われる部活動であること。」⁽³³⁾以上のことをふまえると、部活動は学校において計画する教育活動であるので、教育課程の基準としての学習指導要領には示されていないとしても、学校が責任をもって行う活動であることが示された。しかしながら、ここでも問題が生じることとなる。一部の教師の中から、クラブ活動は教育課程内の活動であるから、責任を持って行う仕事であると認識していたが、教育課程外の部活動に関して、放課後や休日を返上してまで責任を負うものなのかという声があがった。また、生徒や保護者側からも部活動を行っていない生徒だけクラブ活動を課するのは不公平ではないのか、部に所属していればクラブ活動は免除されるのか等の声もあがったようである。学校によっては、生徒全員を部活動に所属させて、クラブ活動の代替にしたところもあった。この制度により、部活動への移行が加速し、必修であるはずのクラブ活動の形骸化がますます進行していった。学習指導要領が改訂する度に、クラブ活動と部活動の併存形態が大幅に変わり、教育現場の教師たちは苦慮したようである。

平成10年（1998年）と平成11年（1999年）の学習指導要領で、「クラブ活動」の記述が消えた。これは、平成10年（1998年）7月の教育課程審議会答申の中で、「『クラブ活動』は、放課後等の部活動や学校外活動との関連、今回創設される『総合的な学習の時間』において生徒の興味・関心を生かした主体的な学習活動が行われることなどを考慮し、部活動が一層適切に行われるよう配慮しつつ、廃止することとする。」と示されたことによる。中学・高等学校におけるクラブ活動は、昭和44年（1969年）と昭和45年（1970年）の必修化以来、特別活動の一部として重要な役割を担ってきた。しかし、自由活動である部活動とほぼ同じ活動であったため、これまでの学校現場の現状を考慮して、クラブ活動が廃止された。ここでも告示1年後の急な実施であったため、各学校は対応に追われた。また、部活動は教育課程外のままであったため、法規上の規定もなく、各学校の裁量に任せられた面があった。教師たちは、部活動がクラブ活動の代替という位置づけをされたため、クラブ活動と同様

な仕事をする必要があった。つまり、部活動は教育課程外にもかかわらず、教師が指導することが当然であるといった傾向が強かったのである。

そして、平成20年（2008年）と平成21年（2009年）の学習指導要領では、前回のクラブ活動の廃止、それに伴う部活動への一本化に対応して、教育課程外の部活動に関しても言及している。前述の通り、総則において、「部活動に関して学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」⁽³⁴⁾と記載され、また、「地域や学校の実態に応じ、スポーツや文化及び科学等にわたる指導者など地域の人々の協力」⁽³⁵⁾など地域や各種団体との連携も重視されている。このように、指導者を外部者に移行するといった政策は、以前から提言されてきたことであるが、現在、多くの学校の教師が、部活動の顧問を行なっている。それ自体は、学校活動であるので問題はない。しかし、従来のクラブ活動と異なり、部活動は教育課程外であるということが問題なのだ。

『未来の教師におくる特別活動論』を著した伊東毅氏は、この問題について、「教師の職務は基本的には正規の教育課程を取り仕切ることである。教育課程外のことまでしなければならぬという法規上の決まりはない。いわゆる部活動の指導はボランティアである。部活動指導に熱心に情熱を燃やす者から顧問を割り当てられたため仕方なく試合などに同行している者まで、その温度差はかなりある。いずれの場合も、教師が自分の休日を部活動指導にあてたとしても、それに対して手当ては基本的につかないし、ついたとしてもごくわずかである。これはまさにボランティア活動であり、とても職務の一環と解することができないような状態にある。」⁽³⁶⁾と記している。この指摘のように、顧問教師が奉仕的意味合いを持ちながら指導する問題の他に、休日の練習や引率時の管理や指導、その手当の問題など多くの課題を抱えている。例えば、部活動中に生徒同士がケンカになり、その時に顧問教師がいなかったとして、顧問教師の指導監督義務を問うて裁判になった例もある。

これまで文部科学省は、学習指導要領の改訂によって、クラブ活動の位置づけを明確にしてきた。今度は、部活動を教育課程内に設置することなど、位置づけをさらに明確にしないと、部活動指導に対する教師の意欲や熱意の低下、多忙による教科指導への悪影響を招いてしまう可能性もある。教育現場の実情を知り、教師の負担や待遇の面に配慮することが部活動の発展には必要になってくるのではなかろうか。

おわりに

第1章では、部活動がどのような経緯を辿って現在に至ったのかを、学習指導要領をもとに指摘した。昭和22年（1947年）の最初の学習指導要領から、部活動の前身であるクラブ活動は始まっており、当初は比較的自由的な活動形態であったことが分かった。その後、昭和44年（1969年）と昭和45年（1970年）の学習指導要領のクラブ活動必修化に伴い、教育課程内のクラブ活動と教育課程外の部活動の二つが併存することとなった。しかしながら、その曖昧な線引きから学校現場では混乱が生じ、結果的に、必修であるクラブ活動は部活動の参加によって代替できるようになった。さらに、平成10年（1998年）と平成11年（1999年）の学習指導要領で、必修であったクラブ活動は廃止となり、

生徒の自主的・自発的活動を基盤とする部活動が学校活動として残った。そして、現在に至るわけであるが、部活動が教育課程外の活動であるがために、その位置づけが曖昧であり、教師の負担や待遇などの問題が生じている。

そこで、第2章では、学習指導要領やその解説をもとに、クラブ活動や部活動における教師の役割の変遷を検討した。まずは、特別活動での教師の指導に関して、自主性・集団性・個性・自己実現の育成を重視することとして挙げた。そして、これまでの学習指導要領の中で、クラブ活動と部活動の分野において、教師がどのような役割、立場であったのかを指摘した。昭和22年（1947年）の学習指導要領では、クラブ組織に対して、教師が指導の責任を負うことを明確にしていた。そして、教師も生徒も自由な活動の中で、クラブ活動に取り組んでいた。また、外部からの指導者の支援を受けることも提言されていたが、それでもなお学校の教師に責任の所在があった。昭和44年（1969年）と昭和45年（1970年）の学習指導要領で、クラブ活動と部活動の二元化が始まり、教師の負担に対して懸念する記述が多く見られた。しかし、クラブ活動が必修化したことによって、道具や指導者不足など、教師をはじめとする教育現場には混乱が生じた。その後、クラブ活動代替制度によって、クラブ活動と部活動の位置づけの曖昧さが浮き彫りになり、急なクラブ活動の廃止など教育現場はその対応に苦慮した。現在、教育課程外の部活動の位置づけが必要になっている。教師の奉仕的な活動で続いている部活動であるが、教師の負担や待遇、事故の際の責任の所在等、問題が山積していることを指摘することができた。

本稿は、部活動における教師の役割や負担に焦点を当て、検討してきた。部活動は、教育課程外として位置づけられているが、子どもたちにとっては、学校内で実施される重要な活動である。自分の関心のある分野で、技術を高めるために日々努力することに加えて、社会の成員として必要なルールや規範を身につけることで習得する社会性や、望ましい集団の中で磨く個性、実行力を伴う自主性など、人間形成にとって重要なスキルを育成する機会を部活動は提供する。もちろん部活動は、生徒たちの自主的・自発的活動であるが、教師の支援や協力なしでは実施することはできない。子どもたちの夢や希望を応援するのが教師をはじめとする大人たちの責任である。その成長に貢献すべく教師たちは日々努力しているわけであるが、部活動の位置づけが明確にならない限り、教育現場の混乱は収まらないであろう。部活動を各学校の裁量に任せるのではなく、誰に責任があり、どのような目標で、どの程度行うべきなのか、そして、教師への待遇等、基準を定めて行う必要がある。今後の部活動における国の教育の指針に期待したい。

注(1) 文部科学省『高等学校学習指導要領 第5章 特別活動の目標』（2009）より抜粋。

(2) 最新の中学校・高等学校の学習指導要領では、特別活動を三つの内容に分けて明記している。

(3) 日本特別活動学会『キーワードで拓く新しい特別活動』東洋館出版社、2010、p107

(4) 文部省『学習指導要領一般編（試案）』（1947）より抜粋。

(5) 文部省『学習指導要領一般編（試案）』（1951）より抜粋。

(6) 同上。

- (7) 同上。
- (8) 同上。
- (9) 文部省『中学校学習指導要領』（1958）より抜粋。
- (10) 文部省『小学校学習指導要領』（1968）より抜粋。
- (11) 文部省『中学校学習指導要領』（1969）より抜粋。
- (12) 文部省『高等学校学習指導要領』（1970）より抜粋。
- (13) 吉本二郎編『高等学校学習指導要領の展開—各教科以外の教育活動編』明治図書出版, 1972, p142
- (14) 文部省『高等学校学習指導要領』（1978）より抜粋。
- (15) 同上。
- (16) 文部省『中学校・高等学校学習指導要領』（1989）より抜粋。
- (17) 山口満・安井一郎編著『特別活動と人間形成』学文社, 2010, p164
- (18) 文部科学省『中学校・高等学校学習指導要領』（2008, 2009）より抜粋。
- (19) 前掲『高等学校学習指導要領』（2009）
- (20) 前掲『学習指導要領一般編（試案）』（1947）。
- (21) 前掲『学習指導要領一般編（試案）』（1951）。
- (22) 文部省『高等学校学習指導要領解説—特別教育活動編, 学校行事等編』光風出版, 1962, pp10-11
- (23) 同上, pp17-18
- (24) 同上, p67
- (25) 同上。
- (26) 文部省『高等学校学習指導要領』（1960）より抜粋。
- (27) 文部省『中学校指導書—特別活動編』東京研文社, 1970, p44
- (28) 文部省『中学校学習指導要領の展開』明治図書出版, 1969, p81
- (29) 同上, pp81-82
- (30) 前掲『高等学校学習指導要領』（1970）。
- (31) 文部省『中学校指導書—特別活動編』大阪書籍, 1978, p62
- (32) 文部省『高等学校新学習指導要領の解説—特別活動』学事出版, 1978, p196
- (33) 文部省『高等学校学習指導要領解説—特別活動編』東洋館出版社, 1991, p97
- (34) 前掲『高等学校学習指導要領』（1978）。
- (35) 同上。
- (36) 伊東毅著『未来の教師におくる特別活動論』武蔵野美術大学出版, 2011, p180

参考文献

- 伊東毅著『未来の教師におくる特別活動論』武蔵野美術大学出版 2011年
中谷彪他編『特別活動のフロンティア』晃洋書房 2008年
日本特別活動学会監修『キーワードで拓く新しい特別活動』東洋館出版社 2010年
山口満他編著『特別活動と人間形成』学文社 1990年